

菊川市立小学校小規模特認校制度実施要綱

令和8年9月18日
教育委員会告示第16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、特色ある教育活動を推進する市内の小規模な小学校について、菊川市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則(平成17年菊川市教育委員会規則第14号。以下「規則」という。)第5条の規定に基づき、児童が通学区域外から就学することを認める制度(以下「小規模特認校制度」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(小規模特認校の指定)

第2条 小規模特認校制度による就学を認める学校(以下「小規模特認校」という。)を次のとおり指定する。

- (1) 菊川市立小笠東小学校
- (2) 菊川市立小笠南小学校
- (3) 菊川市立内田小学校
- (4) 菊川市立横地小学校

(対象者)

第3条 小規模特認校制度により就学することができる者は、前条に規定する小規模特認校の通学区域外に居住し、菊川市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が小規模特認校での就学を適当と認める児童とする。

(就学の条件)

第4条 小規模特認校への就学の条件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 小規模特認校への就学を希望する就学予定者及び児童(以下「就学予定者等」という。)並びにその保護者が菊川市立小学校の通学区域内に住所を有していること、又は就学までに菊川市立小学校の通学区域内への転入が見込まれること。
- (2) 小規模特認校の学級での学習や活動ができる心身の状況にある児童であること。
- (3) 通学する小規模特認校の教育活動及びPTA活動等へ賛同し協力すること。
- (4) 保護者の責任と費用負担において通学させること。
- (5) 原則として卒業まで就学すること。

(就学時期及び就学期間)

第5条 小規模特認校に就学する時期は、原則として毎年4月1日とする。ただし、教育委員会が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、児童又は保護者の事情により小規模特認校への就学が困難と認めるときは、小規模特認校の校長(以下「当該校長」という。)と協議のうえ、その児童を規則第3条の規定により指定する小学校に就学させることができる。

(定員等)

第6条 小規模特認校へ就学できる各学年の就学予定者等の募集定員数は、当該小規模特認校に在籍する児童の数を勘案し、教育委員会と当該校長が協議して定めるものとする。

(就学の申請等)

第7条 就学予定者等の保護者（以下「申請者」という。）は、小規模特認校就学申請書（様式第1号）を教育委員会が定める期日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請書が提出されたときは、当該校長に通知するものとする。

（面談）

第8条 当該校長は、前条第2項の通知があったときは、当該申請に係る就学予定者等及び申請者と面談を実施するものとする。

2 当該校長は、前項の規定による面談を実施したときは、小規模特認校の就学に係る意見書（様式第2号）を作成し、教育委員会に提出するものとする。

（許可等）

第9条 教育委員会は、申請書の内容を審査するとともに、小規模特認校の就学に係る意見書の内容を考慮し、適当であると認めるときは、就学を許可する。ただし、適当であると認めた就学予定者等が募集定員数を超えたときは、抽選によるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により就学を許可したときは、小規模特認校就学許可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 教育委員会は、次に掲げる事項に該当するときは、小規模特認校不許可通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（1）第4条に規定する就学の条件を満たさないとき。

（2）第8条第1項の規定による面談により当該校長が就学に適していないと判断したとき。

（3）第1項ただし書きの規定による抽選に外れたとき。

（許可の取消し）

第10条 教育委員会は、前条の規定による許可をした後において、申請内容が事実と異なることが判明したとき又は第4条に規定する条件を満たさなくなったことが判明したときは、当該就学の許可を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の許可を取り消すときは、小規模特認校就学許可取消通知書（様式第5号）により、就学の許可を得た申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知があった児童は、規則第3条の規定により指定する小学校に就学するものとする。

（中学校入学）

第11条 小規模特認校に就学した児童が卒業後に就学する中学校は、規則第2条に基づく学校区内の中学校又は当該小規模特認校の学区内の中学校のいずれかを選択できるものとする。

2 前項において小規模特認校の学区内の中学校を選択する場合は、菊川市指定学校変更事務取扱要綱（平成17年菊川市教育委員会告示第3号）第2条第2項による指定学校変更の申立てを行わなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
(準備行為)
- 2 第 9 条第 1 項の規定による許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この告示の日前においても、第 6 条から第 9 条までの規定の例により行うことができる。

様式第1号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
小規模特認校就学申請書

年 月 日

菊川市教育委員会 宛

保護者氏名

次のとおり小規模特認校への就学を申請します。

住 所	〒 ー 菊川市		
ふりがな 就学予定者等 氏 名			
生年月日	年 月 日	電話番号	
指定学校	菊川市立 小学校		
就学希望学校	菊川市立 小学校	学 年	第 学年
就学期間	年 月 日から 年 月 日		
希望理由			
通学方法 通学時間	自家用車・その他（ ） 片道の所要時間：約 分		

年 月 日

菊川市教育委員会 宛

菊川市立 小学校長

意 見 書

小規模特認校への就学を希望する児童に係る意見書を提出します。

ふりがな ----- 就学予定者等 氏 名		学年	第 学年
保護者氏名		続柄	
住 所	〒 ー 菊川市		
意 見			

様式第 3 号（第 9 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）
小規模特認校就学許可通知書

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市教育委員会 印

次のとおり小規模特認校への就学を許可したので通知します。

住 所	〒 ー 菊川市		
ふりがな 就学予定者等 氏 名			
生年月日	年 月 日	電話番号	
就学希望校	菊川市立 小学校	学 年	第 学年
就学期間	年 月 日から 年 月 日		
備 考			

様式第 4 号（第 9 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）
小規模特認校就学不許可通知書

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市教育委員会 印

次のとおり小規模特認校への就学を不許可としたので通知します。

住 所	〒 ー 菊川市		
ふりがな 就学予定者等 氏 名			
生年月日	年 月 日	電話番号	
就学希望校	菊川市立 小学校	学 年	第 学年
就学期間	年 月 日から 年 月 日		
不許可とした 理 由			

様式第5号（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
小規模特認校就学許可取消通知書

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市教育委員会 印

次のとおり小規模特認校への就学許可を取消したので通知します。

住 所	〒 ー 菊川市		
ふりがな 就学予定者等 氏 名			
生年月日	年 月 日	電話番号	
学校名	菊川市立 小学校	学 年 (新年度)	第 学年
就学期間	年 月 日から 年 月 日		
取消期日	年 月 日		
取消理由			